

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第7号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年7月20日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査（本監査）

2. 監査年月日

平成 24 年 7 月 13 日（金）

3. 監査対象の課等

子育て支援課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 23 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

児童福祉及び子育て支援行政の企画及び調整、町立幼稚園及び保育所の運営管理、子ども手当、ひとり親世帯の福祉等、小児医療費助成、放課後児童対策事業に関する事務を行っている。

6. 監査結果概要

平成 23 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、物品管理については、台帳の整理、物品の保管状況等一部改善すべき点があったので、その措置状況についての報告を別途依頼する。

[意見]

幼稚園保育料・保育園負担金の滞納分は、町の収入確保のために少ない金額からでも徴収し、公平負担の実現に努められたい。

また、他の町内施設同様、幼稚園・保育園の施設も老朽化により修繕を要する箇所が多々あると思われるが、場当たりの修繕ではなく、中長期的な視点での計画的な修繕をされたい。